



目 次

規 則	ページ
◎高知県都市計画法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○公有水面埋立ての免許 (漁港漁場課)	1
○基本測量の実施の通知 (2件) (用地対策課)	1
◎住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住 宅 課)	1
高知県教育委員会訓令	
◎県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令	2
落札公告	
○落札者等の公告 (教育委員会 事務局教職員・福利課)	4

規 則

高知県都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第14号

高知県都市計画法施行細則の一部を改正する規則

高知県都市計画法施行細則（平成16年高知県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第20条中「A列1番（縦59.4センチメートル 横84.1センチメートル）」を「A列3番（縦29.7センチメートル 横42.0センチメートル）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第154号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により次のとおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

令和8年3月23日

高知県知事 濱田 省司

- 免許を受けた者の住所及び氏名又は名称
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県（高知県知事 濱田 省司）
- 埋立区域
 - 位置
宿毛市沖の島町弘瀬字弘瀬332番地先の公有水面
 - 区域
次に掲げる点1から点5までを順次に直線で結んだ線、点5と点6とを結ぶ平成24年3月19日付け高知県指令23高漁港第413号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（DLプラス2.10メートル）及び点6と点1とを直線で結んだ線により囲まれた区域
点1 沖の島漁港（弘瀬）漁港原点（北緯32度42分47秒・東経132度33分00秒）から12度40分11秒101.62メートルの地点
点2 点1から316度43分54秒4.29メートルの地点
点3 点2から311度54分26秒2.16メートルの地点
点4 点3から35度57分17秒22.19メートルの地点
点5 点4から125度57分29秒6.37メートルの地点
点6 点5から215度57分29秒22.95メートルの地点
 - 面積
144.14平方メートル
- 埋立てに関する工事の施行区域
 - 位置
宿毛市沖の島町弘瀬字弘瀬332番地先の公有水面
 - 区域
次の各点を順次に直線で結んだ線及び点Kと点Aとを直線で結んだ線により囲まれた区域
点A 沖の島漁港（弘瀬）漁港原点（北緯32度42分47秒・東経132度33分00秒）から11度07分03秒39.56メートルの地点
点B 点Aから311度17分17秒152.06メートルの地点
点C 点Bから35度57分17秒101.78メートルの地点
点D 点Cから125度57分17秒59.84メートルの地点
点E 点Dから173度23分29秒39.04メートルの地点
点F 点Eから116度28分56秒38.12メートルの地点
点G 点Fから132度46分40秒23.39メートルの地点
点H 点Gから176度27分50秒20.60メートルの地点
点I 点Hから185度08分29秒4.69メートルの地点
点J 点Iから203度23分38秒6.12メートルの地点
点K 点Jから222度22分54秒6.18メートルの地点
 - 面積
15,039.72平方メートル

- 埋立地の用途
漁船保管施設用地及び船揚場
- 免許年月日
令和8年2月20日

高知県告示第155号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和8年3月3日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和8年3月23日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
基本測量（地磁気測量）
- 作業期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 作業地域
室戸市

高知県告示第156号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和8年3月6日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和8年3月23日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 作業期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 作業地域
高知県全域

高知県告示第157号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第59条第1項の規定に基づき住宅確保要配慮者居住支援法人の指定をしたので、法第60条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月23日

高知県知事 濱田 省司

- 支援業務の種類
 - 住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
 - 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対し、その生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
 - 賃貸住宅の賃貸人に対し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るために必要な情報の提供を行うこと。
- (1)から(3)までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

- と。
- 2 名称又は商号
株式会社高知新聞山中販売所
- 3 主たる事務所又は営業所その他支援業務を行う事務所又は営業所の名称及び所在地
株式会社高知新聞山中販売所
土佐郡土佐町田井446番地2
- 4 指定年月日
令和8年3月9日

教 育 委 員 会 訓 令

高知県教育委員会訓令第3号

教育委員会事務局
 県 立 学 校

県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月23日

高知県教育長 今城 純子

県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

県立学校職員服務規程（平成4年12月高知県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第15条中「により」を「又は営利企業従事等許可申請書（地域クラブ活動）（別記第8号様式の2）により」に改める。

第16条中「により」を「又は兼職等認定申請書（地域クラブ活動）（別記第9号様式の2）により」に改める。

別記第8号様式の次に次の1様式を加える。

第8号様式の2（第15条関係）

営利企業従事等許可申請書（地域クラブ活動）

年 月 日

高知県教育長 様

所 属
 職 名
 氏 名

下記のとおり地域クラブ活動への従事等をしたいので、許可されるよう申請します。

記

- 1 従事等をしようとする地域クラブ活動の運営団体・実施主体及び地域クラブ活動の名称
運営団体・実施主体：
地域クラブ活動：
- 2 従事等をしようとする地域クラブ活動の内容
- 3 従事等をしようとする地域クラブ活動の従事時間・従事内容
従事時間 時間/月当たり
従事期間 年 月 日 ～ 年 月 日
従事内容
- 4 報酬の見込み額
1時間・月・年当たり 円
- 5 添付書類
地域クラブ活動の運営団体・実施主体からの依頼状や雇用契約書（案）の写し
地域クラブ活動の運営団体・実施主体の規約など組織運営に関する書類
地域クラブ活動の活動内容等が分かる書類
その他（ ）

別記第9号様式の次に次の1様式を加える。

第9号様式の2（第16条関係）

兼 職 等 認 定 申 請 書（地域クラブ活動）

年 月 日

高知県教育長 様

所 属
職 名
氏 名

下記のとおり地域クラブ活動の職（事業、事務）を兼ね（に従事し）たいので、本務の遂行に支障がないことを認定されるよう申請します。

記

- 1 兼職等をしようとする地域クラブ活動の運営団体・実施主体及び地域クラブ活動の名称
運営団体・実施主体：
地域クラブ活動：
- 2 兼職等をしようとする地域クラブ活動の内容
- 3 兼職等をしようとする地域クラブ活動の従事時間・従事内容
従事時間 時間/月当たり
従事期間 年 月 日 ～ 年 月 日
従事内容
- 4 報酬の見込み額
1時間・月・年当たり 円
- 5 添付書類
地域クラブ活動の運営団体・実施主体からの依頼状や雇用契約書（案）の写し
地域クラブ活動の運営団体・実施主体の規約など組織運営に関する書類
地域クラブ活動の活動内容等が分かる書類
その他（)

附 則

この訓令は、令和8年3月23日から施行する。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和8年3月23日

高知県教育長 今城 純子

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
市町村立学校諸手当・年末調整システム機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県教育委員会事務局教職員・福利課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 落札者を決定した日
令和8年2月2日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 落札金額
月額 663,300円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
令和7年12月22日